○川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例

平成21年12月24日条例第52号

改正

平成28年10月19日条例第63号 令和4年3月24日条例第5号

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例

目次

第1章 総則(第1条~第6条)

第2章 地球温暖化対策等に関する施策等

第1節 地球温暖化対策等推進基本計画等(第7条·第8 条)

第2節 事業活動に係る地球温暖化対策 (第9条~第16

第3節 開発事業等に係る地球温暖化対策等(第17条~第 23条)

第4節 脱炭素エネルギー源の利用による地球温暖化対 策(第24条~第31条)

第5節 日常生活等における地球温暖化対策等(第32条~ 第36条)

第6節 環境技術による国際貢献の推進等(第37条・第38

第3章 地球温暖化対策等の推進のための体制整備(第39 条・第40条)

第4章 雑則 (第41条~第45条)

附則

第1章 総則

(目的)

る施策(以下「地球温暖化対策等」という。)の推進に関す る計画の策定、事業活動に係る地球温暖化対策、脱炭素エネ ルギー源の利用による地球温暖化対策、環境技術による国際 貢献の推進その他必要な事項を定めることにより、地球温暖 化対策等を総合的かつ計画的に推進し、温室効果ガスの排出 の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化並びに気候変動 適応を図り、もって脱炭素社会の実現に資するとともに、良 好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、 それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガ (1) 地球温暖化 人の活動に伴って発生する温室効果ガ スが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることによ

改正前(令和6年4月施行時点)

○川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例

平成21年12月24日条例第52号

改正

平成28年10月19日条例第63号 令和4年3月24日条例第5号

川崎市地球温暖化対策等の推進に関する条例

目次

第1章 総則(第1条~第6条)

第2章 地球温暖化対策等に関する施策等

第1節 地球温暖化対策等推進基本計画等(第7条・第8 条)

第2節 事業活動に係る地球温暖化対策 (第9条~第16

第3節 開発事業等に係る地球温暖化対策等(第17条~第 23条)

第4節 脱炭素エネルギー源の利用による地球温暖化対 策 (第24条~第29条)

第5節 日常生活等における地球温暖化対策等(第30条~ 第34条)

第6節 環境技術による国際貢献の推進等(第35条・第36

第3章 地球温暖化対策等の推進のための体制整備(第37

条・第38条)

第4章 雑則 (第39条~第43条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、地球温暖化対策及び気候変動適応に関す|第1条 この条例は、地球温暖化対策及び気候変動適応に関す る施策(以下「地球温暖化対策等」という。)の推進に関す る計画の策定、事業活動に係る地球温暖化対策、脱炭素エネ ルギー源の利用による地球温暖化対策、環境技術による国際 貢献の推進その他必要な事項を定めることにより、地球温暖 化対策等を総合的かつ計画的に推進し、温室効果ガスの排出 の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化並びに気候変動 適応を図り、もって脱炭素社会の実現に資するとともに、良 好な環境を将来の世代に引き継ぐことを目的とする。

(定義)

- それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - スが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることによ

- り、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的 に上昇する現象をいう。
- (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の量の削減並 びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出 の量の削減等」という。) その他の地球温暖化の防止を図 るための施策をいう。
- (3) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号。以下「法」という。) 第2条第 3項各号に掲げる物質をいう。
- (4) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温 室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、 又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を 熱源とするものに限る。) を使用することをいう。
- (5) 脱炭素社会 人の活動に伴って発生する温室効果ガ スの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される 温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をい う。
- (6) 気候変動適応 気候変動影響(地球温暖化その他の気 候の変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物 の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境に おいて生ずる影響をいう。) に対応して、これによる被害 の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健 全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。
- (7) 再生可能エネルギー源 太陽光、風力その他のエネル ギー源のうち、永続的に利用することができると認められ るものとして規則で定めるものをいう。
- (8) 脱炭素エネルギー源 再生可能エネルギー源又は再 生可能エネルギー源から製造される水素その他のエネル ギー源であってその利用が脱炭素社会の実現に寄与する ものをいう。

(基本理念)

会の発展を統合的に推進しつつ、2050年までの脱炭素社 会の実現を旨として、行われなければならない。

- 第4条 市は、総合的かつ計画的な地球温暖化対策等を策定第4条 市は、総合的かつ計画的な地球温暖化対策等を策定 し、及び実施する責務を有する。
- 2 市は、事業者及び市民が行う地球温暖化対策等を推進する 2 市は、事業者及び市民が行う地球温暖化対策等を推進する ための措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 市は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量3 市は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量 の削減等及び気候変動適応のための措置を講ずるよう努め なければならない。

(事業者及び市民の責務)

改正前(令和6年4月施行時点)

- り、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的 に上昇する現象をいう。
- (2) 地球温暖化対策 温室効果ガスの排出の量の削減並 びに吸収作用の保全及び強化(以下「温室効果ガスの排出 の量の削減等」という。) その他の地球温暖化の防止を図 るための施策をいう。
- (3) 温室効果ガス 地球温暖化対策の推進に関する法律 (平成10年法律第117号。以下「法」という。) 第2条第 3項各号に掲げる物質をいう。
- (4) 温室効果ガスの排出 人の活動に伴って発生する温 室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、 又は他人から供給された電気若しくは熱(燃料又は電気を 熱源とするものに限る。) を使用することをいう。
- (5) 脱炭素社会 人の活動に伴って発生する温室効果ガ スの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される 温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をい う。
- (6) 気候変動適応 気候変動影響(地球温暖化その他の気 候の変動に起因して、人の健康又は生活環境の悪化、生物 の多様性の低下その他の生活、社会、経済又は自然環境に おいて生ずる影響をいう。) に対応して、これによる被害 の防止又は軽減その他生活の安定、社会若しくは経済の健 全な発展又は自然環境の保全を図ることをいう。
- (7) 再生可能エネルギー源 太陽光、風力その他のエネル ギー源のうち、永続的に利用することができると認められ るものとして規則で定めるものをいう。
- (8) 脱炭素エネルギー源 再生可能エネルギー源又は再 生可能エネルギー源から製造される水素その他のエネル ギー源であってその利用が脱炭素社会の実現に寄与する ものをいう。

(基本理念)

第3条 地球温暖化対策等の推進は、環境の保全と経済及び社 第3条 地球温暖化対策等の推進は、環境の保全と経済及び社 会の発展を統合的に推進しつつ、2050年までの脱炭素社 会の実現を旨として、行われなければならない。

(市の責務)

- し、及び実施する責務を有する。
- ための措置を講ずるよう努めなければならない。
- の削減等及び気候変動適応のための措置を講ずるよう努め なければならない。

(事業者及び市民の責務)

- 必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- しなければならない。

(地球温暖化対策等に関する協働)

第6条 市、事業者及び市民は、密接な連携の下に協働して、第6条 市、事業者及び市民は、密接な連携の下に協働して、 地球温暖化対策等に取り組まなければならない。

第2章 地球温暖化対策等に関する施策等 第1節 地球温暖化対策等推進基本計画等

(地球温暖化対策等推進基本計画)

- するため、地球温暖化対策等の推進に関する基本計画(以下 「地球温暖化対策等推進基本計画」という。) を策定するも のとする。
- 2 地球温暖化対策等推進基本計画には、次に掲げる事項を定2 地球温暖化対策等推進基本計画には、次に掲げる事項を定 めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 地球温暖化対策の目標
 - (3) 法第21条第3項各号に掲げる事項その他前号に掲げ る目標を達成するために必要な施策の基本的方向に係る 事項
 - (4) 気候変動適応を推進するために必要な施策の基本的 方向に係る事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策等の推進 に関し必要な事項
- スの排出の量の削減等に関係のある施策については、地球温 暖化対策等推進基本計画と連携して温室効果ガスの排出の 量の削減等が行われるよう配意するものとする。
- 4 市長は、地球温暖化対策等推進基本計画を策定しようとす4 市長は、地球温暖化対策等推進基本計画を策定しようとす るときは、あらかじめ、川崎市環境審議会(以下「審議会」 という。)の意見を聴かなければならない。
- は、速やかに、これを公表するものとする。
- を踏まえ、必要があると認めるときは、地球温暖化対策等推 進基本計画を変更するものとする。
- 対策等推進基本計画を変更する場合に準用する。
- 8 市長は、地球温暖化対策等推進基本計画の達成状況等につ8 市長は、地球温暖化対策等推進基本計画の達成状況等につ いて、毎年度、審議会に報告するとともに、公表するものと する。

(地球温暖化対策等推進実施計画)

改正前(令和6年4月施行時点)

- 第5条 事業者及び市民は、地球温暖化対策等の推進のため、第5条 事業者及び市民は、地球温暖化対策等の推進のため、 必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 2 事業者及び市民は、市が実施する地球温暖化対策等に協力2 事業者及び市民は、市が実施する地球温暖化対策等に協力 しなければならない。

(地球温暖化対策等に関する協働)

地球温暖化対策等に取り組まなければならない。

第2章 地球温暖化対策等に関する施策等

第1節 地球温暖化対策等推進基本計画等

(地球温暖化対策等推進基本計画)

- 第7条 市長は、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進第7条 市長は、地球温暖化対策等を総合的かつ計画的に推進 するため、地球温暖化対策等の推進に関する基本計画(以下 「地球温暖化対策等推進基本計画」という。)を策定するも のとする。
 - めるものとする。
 - (1) 計画期間
 - (2) 地球温暖化対策の目標
 - (3) 法第21条第3項各号に掲げる事項その他前号に掲げ る目標を達成するために必要な施策の基本的方向に係る 事項
 - (4) 気候変動適応を推進するために必要な施策の基本的 方向に係る事項
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策等の推進 に関し必要な事項
- 3 市長は、法第21条第8項に定めるもののほか、温室効果が3 市長は、法第21条第8項に定めるもののほか、温室効果が スの排出の量の削減等に関係のある施策については、地球温 暖化対策等推進基本計画と連携して温室効果ガスの排出の 量の削減等が行われるよう配意するものとする。
 - るときは、あらかじめ、川崎市環境審議会(以下「審議会」 という。)の意見を聴かなければならない。
- 5 市長は、地球温暖化対策等推進基本計画を策定したとき 方 市長は、地球温暖化対策等推進基本計画を策定したとき は、速やかに、これを公表するものとする。
- 6 市長は、地球温暖化対策等に係る技術の向上及び社会情勢 6 市長は、地球温暖化対策等に係る技術の向上及び社会情勢 を踏まえ、必要があると認めるときは、地球温暖化対策等推 進基本計画を変更するものとする。
- 7 第4項及び第5項の規定は、前項の規定により地球温暖化7 第4項及び第5項の規定は、前項の規定により地球温暖化 対策等推進基本計画を変更する場合に準用する。
 - いて、毎年度、審議会に報告するとともに、公表するものと する。

(地球温暖化対策等推進実施計画)

- 第8条 市長は、地球温暖化対策等推進基本計画に基づき、地<mark>第8条 市長は、地球温暖化対策等推進基本計画に基づき、地</mark> (以下「地球温暖化対策等推進実施計画」という。) を定め るものとする。
- 2 地球温暖化対策等推進実施計画には、法第21条第5項各号2 地球温暖化対策等推進実施計画には、法第21条第5項各号 に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
- 3 市長は、地球温暖化対策等推進実施計画に基づく措置の実3 市長は、地球温暖化対策等推進実施計画に基づく措置の実 施状況等について、毎年度、審議会に報告するとともに、公 表するものとする。

第2節 事業活動に係る地球温暖化対策

(事業活動脱炭素化取組指針)

- 第9条 市長は、事業者の温室効果ガスの排出の量の削減等の第9条 市長は、事業者の温室効果ガスの排出の量の削減等の 推進並びに次条第1項に規定する事業活動脱炭素化取組計 画書、同条第3項に規定する中小規模事業者用脱炭素化取組 計画書並びに第12条に規定する事業活動脱炭素化取組結果 報告書及び中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書の作 成及び評価のために必要な事項についての指針(以下「事業 活動脱炭素化取組指針」という。)を定めるものとする。
- 他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に 応じて必要な変更を行うものとする。
- 3 市長は、事業活動脱炭素化取組指針を定め、又は変更した 3 市長は、事業活動脱炭素化取組指針を定め、又は変更した ときは、これを公告するものとする。

(事業活動脱炭素化取組計画書)

- て規則で定めるもの(以下「特定事業者」という。)は、事 業活動脱炭素化取組指針に基づき、規則で定めるところによ り、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「事業活動脱炭 素化取組計画書」という。)を作成し、市長に提出しなけれ ばならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事 業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量及び当該量 の削減に係る事項
 - (3) エネルギーの使用量及び当該量の削減に係る事項
 - (4) 再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギ 一の電化に係る事項
 - (5) 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減
 - (6)温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する技術又は 製品の開発等に係る事項
 - (7) その他規則で定める事項

改正前(令和6年4月施行時点)

- 球温暖化対策等の推進のために実施する措置に関する計画 球温暖化対策等の推進のために実施する措置に関する計画 (以下「地球温暖化対策等推進実施計画」という。) を定め るものとする。
 - に掲げる事項を定めるよう努めるものとする。
 - 施状況等について、毎年度、審議会に報告するとともに、公 表するものとする。

第2節 事業活動に係る地球温暖化対策

(事業活動脱炭素化取組指針)

- 推進並びに次条第1項に規定する事業活動脱炭素化取組計 画書、同条第3項に規定する中小規模事業者用脱炭素化取組 計画書並びに第12条に規定する事業活動脱炭素化取組結果 報告書及び中小規模事業者用脱炭素化取組結果報告書の作 成及び評価のために必要な事項についての指針(以下「事業 活動脱炭素化取組指針」という。)を定めるものとする。
- 2 事業活動脱炭素化取組指針は、科学的知見、技術水準その 2 事業活動脱炭素化取組指針は、科学的知見、技術水準その 他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に 応じて必要な変更を行うものとする。
 - ときは、これを公告するものとする。

(事業活動脱炭素化取組計画書)

- 第10条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者とし第10条 温室効果ガスの排出の量が相当程度多い事業者とし て規則で定めるもの(以下「特定事業者」という。)は、事 業活動脱炭素化取組指針に基づき、規則で定めるところによ り、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「事業活動脱炭 素化取組計画書」という。)を作成し、市長に提出しなけれ ばならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事 業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量及び当該量 の削減に係る事項
 - (3) エネルギーの使用量及び当該量の削減に係る事項
 - (4) 再生可能エネルギー源の利用及び使用するエネルギ 一の電化に係る事項
 - (5) 自動車の使用に伴う温室効果ガスの排出の量の削減
 - (6) 温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する技術又は 製品の開発等に係る事項
 - (7) その他規則で定める事項
 - 前項の規定により事業活動脱炭素化取組計画書を提出し2 前項の規定により事業活動脱炭素化取組計画書を提出し

た特定事業者(以下「計画書提出特定事業者」という。)は、 同項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該事業活 動脱炭素化取組計画書に係る事業を廃止し、休止し、若しく は再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市 長に届け出なければならない。

- は、規則で定めるところにより、事業活動脱炭素化取組計画 書に準ずる計画書(以下「中小規模事業者用脱炭素化取組計 画書」という。)を作成し、市長に提出することができる。
- 4 第1項及び第2項の規定は、前項の規定により中小規模事4 業者用脱炭素化取組計画書を提出する場合について準用す る。この場合において、第1項中「次に掲げる事項」とある のは「次の第1号、第2号、第4号及び第7号に掲げる事項」 と、第2項中「事業活動脱炭素化取組計画書」とあるのは「中 小規模事業者用脱炭素化取組計画書」と、「あったとき」と あるのは「あったとき、当該中小規模事業者用脱炭素化取組 計画書に係る計画を中止したとき」と読み替えるものとす る。
- 5 第3項の規定により中小規模事業者用脱炭素化取組計画 5 書を提出した中小規模事業者が特定事業者に該当すること となった場合は、当該中小規模事業者用脱炭素化取組計画書 は、その該当することとなった年度以降、その効力を失う。 (事業活動脱炭素化取組結果報告書)
- 第11条 計画書提出特定事業者及び中小規模事業者用脱炭素|第11条 計画書提出特定事業者及び中小規模事業者用脱炭素 化取組計画書を提出した中小規模事業者(以下「計画書提出 事業者」という。)は、当該事業活動脱炭素化取組計画書又 は中小規模事業者用脱炭素化取組計画書(以下この項、第14 条第1項及び第15条において「計画書」という。)を提出し た日の属する年度の翌年度から計画書に係る計画の期間が 終了する日の属する年度の翌年度(前条第5項に規定する場 合における中小規模事業者にあっては、同項に規定する年 度。第13条第2項及び第3項において「最終提出年度」とい う。)までの毎年度、事業活動脱炭素化取組指針に基づき、 規則で定めるところにより、当該年度の前年度分までの、計 画書に記載された事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量 の削減の状況等を記載した報告書を作成し、市長に提出しな ければならない。計画書提出特定事業者が、特定事業者に該 当しなくなった場合も、同様とする。
- 2 前条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。) 2 前条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。) の規定による廃止の届出を行った場合その他の規則で定め の規定による廃止の届出を行った場合その他の規則で定め る場合については、前項の規定は、適用しない。

(事業活動脱炭素化取組計画書等の概要の公表)

改正前(令和6年4月施行時点)

た特定事業者(以下「計画書提出特定事業者」という。)は、 同項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は当該事業活 動脱炭素化取組計画書に係る事業を廃止し、休止し、若しく は再開したときは、規則で定めるところにより、その旨を市 長に届け出なければならない。

- 3 特定事業者以外の事業者(以下「中小規模事業者」という。) 3 特定事業者以外の事業者(以下「中小規模事業者」という。) は、規則で定めるところにより、事業活動脱炭素化取組計画 書に準ずる計画書(以下「中小規模事業者用脱炭素化取組計 画書」という。)を作成し、市長に提出することができる。 第1項及び第2項の規定は、前項の規定により中小規模事 業者用脱炭素化取組計画書を提出する場合について準用す る。この場合において、第1項中「次に掲げる事項」とある のは「次の第1号、第2号、第4号及び第7号に掲げる事項」 と、第2項中「事業活動脱炭素化取組計画書」とあるのは「中 小規模事業者用脱炭素化取組計画書」と、「あったとき」と あるのは「あったとき、当該中小規模事業者用脱炭素化取組 計画書に係る計画を中止したとき」と読み替えるものとす
 - 第3項の規定により中小規模事業者用脱炭素化取組計画 書を提出した中小規模事業者が特定事業者に該当すること となった場合は、当該中小規模事業者用脱炭素化取組計画書 は、その該当することとなった年度以降、その効力を失う。

(事業活動脱炭素化取組結果報告書)

- 化取組計画書を提出した中小規模事業者(以下「計画書提出 事業者」という。)は、当該事業活動脱炭素化取組計画書又 は中小規模事業者用脱炭素化取組計画書(以下この項、第14 条第1項及び第15条において「計画書」という。)を提出し た日の属する年度の翌年度から計画書に係る計画の期間が 終了する日の属する年度の翌年度(前条第5項に規定する場 合における中小規模事業者にあっては、同項に規定する年 度。第13条第2項及び第3項において「最終提出年度」とい う。)までの毎年度、事業活動脱炭素化取組指針に基づき、 規則で定めるところにより、当該年度の前年度分までの、計 画書に記載された事業活動に伴う温室効果ガスの排出の量 の削減の状況等を記載した報告書を作成し、市長に提出しな ければならない。計画書提出特定事業者が、特定事業者に該 当しなくなった場合も、同様とする。
- る場合については、前項の規定は、適用しない。

(事業活動脱炭素化取組計画書等の概要の公表)

第12条 市長は、事業活動脱炭素化取組計画書、中小規模事業|第12条 市長は、事業活動脱炭素化取組計画書、中小規模事業

者用脱炭素化取組計画書、計画書提出特定事業者が前条第1 項の規定により作成した報告書(以下「事業活動脱炭素化取 組結果報告書」という。)及び中小規模事業者が同項の規定 により作成した報告書(以下「中小規模事業者用脱炭素化取 組結果報告書」という。)が提出されたときは、インターネ ットの利用その他適切な方法により、速やかに、当該提出に 係る計画書提出事業者の氏名又は名称その他の規則で定め る事項を公表するものとする。

(事業活動脱炭素化取組計画書等の評価及びその公表)

- 動脱炭素化取組計画書又は同条第3項の規定により提出さ れた中小規模事業者用脱炭素化取組計画書に記載された同 条第1項第2号から第6号までに掲げる事項(同条第2項 (同条第4項において準用する場合を含む。)の規定による 同条第1項第2号から第6号までに掲げる事項の変更に係 る届出(軽微な変更に係るものを除く。)がされたときは、 その変更後のもの) について、事業活動脱炭素化取組指針に 基づいて評価を行うものとする。
- 2 市長は、第11条第1項の規定により提出された事業活動脱2 市長は、第11条第1項の規定により提出された事業活動脱 炭素化取組結果報告書又は中小規模事業者用脱炭素化取組 結果報告書(最終提出年度に提出すべきものを除く。)の内 容について、規則で定めるところにより計画書提出事業者か ら評価を求められたときは、事業活動脱炭素化取組指針に基 づいて評価を行うものとする。
- 3 市長は、第11条第1項の規定により提出された事業活動脱3 市長は、第11条第1項の規定により提出された事業活動脱 炭素化取組結果報告書又は中小規模事業者用脱炭素化取組 結果報告書(最終提出年度に提出すべきものに限る。)の内 容について、事業活動脱炭素化取組指針に基づいて評価を行 うものとする。
- し、当該評価の結果を通知するものとする。
- 5 市長は、第1項から第3項までの規定による評価を行った 5 市長は、第1項から第3項までの規定による評価を行った ときは、規則で定める場合を除き、規則で定める期間、イン ターネットの利用その他適切な方法により、当該評価に係る 計画書提出事業者の氏名又は名称、当該評価の結果その他の 規則で定める事項を公表するものとする。
- 6 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、ある 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、ある。 らかじめ、第1項から第3項までの規定による評価を受けた 計画書提出事業者に対し、意見を述べる機会を与えるものと する。

(計画書提出事業者に対する支援)

改正前(令和6年4月施行時点)

者用脱炭素化取組計画書、計画書提出特定事業者が前条第1 項の規定により作成した報告書(以下「事業活動脱炭素化取 組結果報告書」という。)及び中小規模事業者が同項の規定 により作成した報告書(以下「中小規模事業者用脱炭素化取 組結果報告書」という。)が提出されたときは、インターネ ットの利用その他適切な方法により、速やかに、当該提出に 係る計画書提出事業者の氏名又は名称その他の規則で定め る事項を公表するものとする。

(事業活動脱炭素化取組計画書等の評価及びその公表)

- 第13条 市長は、第10条第1項の規定により提出された事業活|第13条 市長は、第10条第1項の規定により提出された事業活 動脱炭素化取組計画書又は同条第3項の規定により提出さ れた中小規模事業者用脱炭素化取組計画書に記載された同 条第1項第2号から第6号までに掲げる事項(同条第2項 (同条第4項において準用する場合を含む。) の規定による 同条第1項第2号から第6号までに掲げる事項の変更に係 る届出(軽微な変更に係るものを除く。)がされたときは、 その変更後のもの) について、事業活動脱炭素化取組指針に 基づいて評価を行うものとする。
 - 炭素化取組結果報告書又は中小規模事業者用脱炭素化取組 結果報告書(最終提出年度に提出すべきものを除く。)の内 容について、規則で定めるところにより計画書提出事業者が ら評価を求められたときは、事業活動脱炭素化取組指針に基 づいて評価を行うものとする。
 - 炭素化取組結果報告書又は中小規模事業者用脱炭素化取組 結果報告書(最終提出年度に提出すべきものに限る。)の内 容について、事業活動脱炭素化取組指針に基づいて評価を行 うものとする。
- 4 市長は、前3項の規定による評価を行ったときは、規則で4 市長は、前3項の規定による評価を行ったときは、規則で 定めるところにより、当該評価に係る計画書提出事業者に対 定めるところにより、当該評価に係る計画書提出事業者に対 し、当該評価の結果を通知するものとする。
 - ときは、規則で定める場合を除き、規則で定める期間、イン ターネットの利用その他適切な方法により、当該評価に係る 計画書提出事業者の氏名又は名称、当該評価の結果その他の 規則で定める事項を公表するものとする。
 - らかじめ、第1項から第3項までの規定による評価を受けた 計画書提出事業者に対し、意見を述べる機会を与えるものと する。

(計画書提出事業者に対する支援)

第14条 市長は、計画書提出事業者に対し、その提出した計画第14条 市長は、計画書提出事業者に対し、その提出した計画

書の内容及び当該計画書に基づく温室効果ガスの排出の量 の削減等の推進に関する事項について、事業活動脱炭素化取 組指針に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。

2 市長は、計画書提出事業者の温室効果ガスの排出の量の削2 市長は、計画書提出事業者の温室効果ガスの排出の量の削 減等を推進するため、計画書提出事業者に対し、前条第1項 から第3項までの規定による評価の結果に応じた情報の提 供、指導、助言その他の必要な支援を行うよう努めなければ ならない。

(施設又は事業所を設置し、又は管理する事業者への協力) 第15条 計画書提出事業者が設置し、又は管理する施設又は事幣15条 計画書提出事業者が設置し、又は管理する施設又は事 業所の一部を使用して事業活動を行う事業者は、その使用に 係る施設又は事業所を設置し、又は管理する事業者による計 画書の作成に協力するよう努めるとともに、当該計画書に基 づく温室効果ガスの排出の量の削減等の推進について協力 するよう努めるものとする。

(中小規模事業者に対する支援)

減等を推進するため、中小規模事業者に対し、中小規模事業 者用脱炭素化取組計画書の提出を促進するために必要な情 報の提供、助言その他の支援を行うよう努めなければならな V

第3節 開発事業等に係る地球温暖化対策等 (開発事業等に係る温室効果ガスの排出の量の削減等及び 気候変動適応)

- 第17条 開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4年1817条 開発行為(都市計画法(昭和43年法律第100号)第4 条第12項に規定する開発行為をいう。)のうち、1又は2以 上の建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第 1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築、増築又 は改築(以下「新築等」という。)の用に供する目的で行う もの(以下「開発事業」という。)をしようとする者及び建 築物の新築等をしようとする者は、当該開発事業又は建築物 について、エネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガス の排出の量の削減等及び緑化その他の気候変動適応のため の措置を講ずるよう努めるとともに、脱炭素エネルギー源の 利用を検討するよう努めるものとする。
- 2 市は、開発事業及び建築物に係る温室効果ガスの排出の量2 の削減等及び気候変動適応について情報の提供その他の必 要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(開発事業地球温暖化対策等指針)

減等及び気候変動適応の推進並びに次条第1項の規定によ る開発事業地球温暖化対策等計画書の作成のために必要な

改正前(令和6年4月施行時点)

書の内容及び当該計画書に基づく温室効果ガスの排出の量 の削減等の推進に関する事項について、事業活動脱炭素化取 組指針に基づき、必要な指導及び助言を行うことができる。 減等を推進するため、計画書提出事業者に対し、前条第1項 から第3項までの規定による評価の結果に応じた情報の提 供、指導、助言その他の必要な支援を行うよう努めなければ ならない。

(施設又は事業所を設置し、又は管理する事業者への協力) 業所の一部を使用して事業活動を行う事業者は、その使用に 係る施設又は事業所を設置し、又は管理する事業者による計 画書の作成に協力するよう努めるとともに、当該計画書に基 づく温室効果ガスの排出の量の削減等の推進について協力 するよう努めるものとする。

(中小規模事業者に対する支援)

第16条 市は、中小規模事業者の温室効果ガスの排出の量の削第16条 市は、中小規模事業者の温室効果ガスの排出の量の削 減等を推進するため、中小規模事業者に対し、中小規模事業 者用脱炭素化取組計画書の提出を促進するために必要な情 報の提供、助言その他の支援を行うよう努めなければならな V,

> 第3節 開発事業等に係る地球温暖化対策等 (開発事業等に係る温室効果ガスの排出の量の削減等及び 気候変動適応)

- 条第12項に規定する開発行為をいう。)のうち、1又は2以 上の建築物(建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第 1号に規定する建築物をいう。以下同じ。)の新築、増築又 は改築(以下「新築等」という。)の用に供する目的で行う もの(以下「開発事業」という。)をしようとする者及び建 築物の新築等をしようとする者は、当該開発事業又は建築物 について、エネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガス の排出の量の削減等及び緑化その他の気候変動適応のため の措置を講ずるよう努めるとともに、脱炭素エネルギー源の 利用を検討するよう努めるものとする。
- 市は、開発事業及び建築物に係る温室効果ガスの排出の量 の削減等及び気候変動適応について情報の提供その他の必 要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(開発事業地球温暖化対策等指針)

第18条 市長は、開発事業に係る温室効果ガスの排出の量の削(第18条 市長は、開発事業に係る温室効果ガスの排出の量の削 減等及び気候変動適応の推進並びに次条第1項の規定によ る開発事業地球温暖化対策等計画書の作成のために必要な 事項についての指針(以下「開発事業地球温暖化対策等指針」| 事項についての指針(以下「開発事業地球温暖化対策等指針」

という。)を定めるものとする。

2 第9条第2項及び第3項の規定は、開発事業地球温暖化対2 第9条第2項及び第3項の規定は、開発事業地球温暖化対 策等指針について準用する。

(開発事業地球温暖化対策等計画書)

- 第19条 規則で定める開発事業(以下「特定開発事業」という。)|第19条 規則で定める開発事業(以下「特定開発事業」という。) をしようとする者(以下「特定開発事業者」という。)は、 開発事業地球温暖化対策等指針に基づき、規則で定めるとこ ろにより、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「開発事 業地球温暖化対策等計画書」という。)を作成し、市長に提 出しなければならない。
 - (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事 業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
 - (2) 特定開発事業を行う土地の位置及び区域
 - (3) 特定開発事業の概要
 - (4) 温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応 を図るため実施しようとする措置の内容
 - (5) 脱炭素エネルギー源の利用に係る検討の結果
 - (6) その他規則で定める事項
- り、開発事業地球温暖化対策等計画書を作成し、市長に提出 することができる。
- 3 第1項の規定は、前項の規定により開発事業地球温暖化対3 第1項の規定は、前項の規定により開発事業地球温暖化対 策等計画書を提出する場合について、準用する。
- 4 第1項又は第2項の規定により開発事業地球温暖化対策4 等計画書を提出した事業者(以下「計画書提出開発事業者」 という。) は、当該開発事業地球温暖化対策等計画書に係る 事業が完了するまでの間、第1項各号(前項において準用す る場合を含む。) に掲げる事項について変更をしようとする ときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出 なければならない。
- 5 開発事業の変更により、当該開発事業が特定開発事業に該5 開発事業の変更により、当該開発事業が特定開発事業に該 当しなくなった場合は、第1項の規定により提出された開発 事業地球温暖化対策等計画書は、第2項の規定により提出さ れた開発事業地球温暖化対策等計画書とみなす。

(開発事業の完了の届出等)

第20条 計画書提出開発事業者は、その提出した開発事業地球|第20条 計画書提出開発事業者は、その提出した開発事業地球 温暖化対策等計画書に係る事業を完了したとき、又は中止し たときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市 長に届け出なければならない。

(開発事業地球温暖化対策等計画書の概要の公表)

出又は同条第4項若しくは前条の規定による届出があった

改正前(令和6年4月施行時点)

という。)を定めるものとする。

策等指針について準用する。

(開発事業地球温暖化対策等計画書)

- をしようとする者(以下「特定開発事業者」という。)は、 開発事業地球温暖化対策等指針に基づき、規則で定めるとこ ろにより、次に掲げる事項を記載した計画書(以下「開発事 業地球温暖化対策等計画書 という。)を作成し、市長に提 出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事 業所の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 特定開発事業を行う土地の位置及び区域
- (3) 特定開発事業の概要
- (4) 温室効果ガスの排出の量の削減等及び気候変動適応 を図るため実施しようとする措置の内容
- (5) 脱炭素エネルギー源の利用に係る検討の結果
- (6) その他規則で定める事項
- 2 特定開発事業者以外の事業者は、規則で定めるところによ 2 特定開発事業者以外の事業者は、規則で定めるところによ り、開発事業地球温暖化対策等計画書を作成し、市長に提出 することができる。
 - 策等計画書を提出する場合について、準用する。
 - 第1項又は第2項の規定により開発事業地球温暖化対策 等計画書を提出した事業者(以下「計画書提出開発事業者」 という。) は、当該開発事業地球温暖化対策等計画書に係る 事業が完了するまでの間、第1項各号(前項において準用す る場合を含む。) に掲げる事項について変更をしようとする ときは、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出 なければならない。
 - 当しなくなった場合は、第1項の規定により提出された開発 事業地球温暖化対策等計画書は、第2項の規定により提出さ れた開発事業地球温暖化対策等計画書とみなす。

(開発事業の完了の届出等)

温暖化対策等計画書に係る事業を完了したとき、又は中止し たときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を市 長に届け出なければならない。

(開発事業地球温暖化対策等計画書の概要の公表)

第21条 市長は、第19条第1項若しくは第2項の規定による提第21条 市長は、第19条第1項若しくは第2項の規定による提 出又は同条第4項若しくは前条の規定による届出があった ときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速 ときは、インターネットの利用その他適切な方法により、速

やかに、当該提出又は届出に係る計画書提出開発事業者の氏 名又は名称その他の規則で定める事項を公表するものとす る。

(指導及び助言)

第22条 市長は、計画書提出開発事業者に対し、その提出した<mark></mark>第22条 市長は、計画書提出開発事業者に対し、その提出した 開発事業地球温暖化対策等計画書の内容について、開発事業 地球温暖化対策等指針に基づき、必要な指導及び助言を行う ことができる。

(住宅販売時の情報の提供)

ようとするときは、購入しようとする者に対し、当該住宅に 係るエネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排 出の量の削減等及び緑化その他の気候変動適応について情 報の提供を行うよう努めるものとする。

> 第4節 脱炭素エネルギー源の利用による地球温暖 化対策

(脱炭素エネルギー源の優先的な利用等)

- 第24条 事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活におい第24条 事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活におい とする。
- 2 市は、地域の特性に応じた脱炭素エネルギー源の利用につ2 市は、地域の特性に応じた脱炭素エネルギー源の利用につ いて検討するとともに、必要な措置を講ずるよう努めなけれ ばならない。

(特定建築物への太陽光発電設備等の設置)

第25条 床面積(増築又は改築をする場合にあっては、当該増 築又は改築に係る部分の床面積。以下同じ。)の合計が2, 000平方メートル以上の建築物(以下「特定建築物」とい う。) の新築等をしようとする者(以下「特定建築主」とい)は、規則で定める場合を除き、当該特定建築物又はそ の敷地(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条 第1号に規定する敷地をいう。以下同じ。) に、太陽光を電 気に変換する設備(以下「太陽光発電設備」という。) その 他の再生可能エネルギー源を利用するための設備(以下「太 陽光発電設備等」という。) であって規則で定める基準に適 合するものを設置しなければならない。

- 特定建築主は、太陽光発電設備等の設置に代えて、当該特 定建築物及びその敷地における脱炭素エネルギー源の利用 に係る措置として規則で定める措置を講ずることができる。 この場合において、当該特定建築主は、当該特定建築物又は その敷地に、規則で定める出力の量の太陽光発電設備等を設 置したものとみなし、前項及び第4項の規定を適用する。
- 第1項の規則で定める基準並びに前項の規則で定める措 置及び出力の量は、市長が科学的知見、技術水準その他の事

改正前(令和6年4月施行時点)

やかに、当該提出又は届出に係る計画書提出開発事業者の氏 名又は名称その他の規則で定める事項を公表するものとす

(指導及び助言)

開発事業地球温暖化対策等計画書の内容について、開発事業 地球温暖化対策等指針に基づき、必要な指導及び助言を行う ことができる。

(住宅販売時の情報の提供)

第23条 住宅の建築主及びその販売の受託者は、その販売をし第23条 住宅の建築主及びその販売の受託者は、その販売をし ようとするときは、購入しようとする者に対し、当該住宅に 係るエネルギーの使用の合理化その他の温室効果ガスの排 出の量の削減等及び緑化その他の気候変動適応について情 報の提供を行うよう努めるものとする。

> 第4節 脱炭素エネルギー源の利用による地球温暖 化対策

(脱炭素エネルギー源の優先的な利用等)

- て、脱炭素エネルギー源を優先的に利用するよう努めるもの て、脱炭素エネルギー源を優先的に利用するよう努めるもの とする。
 - いて検討するとともに、必要な措置を講ずるよう努めなけれ ばならない。

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

35工作(A和 2 左 4 日 世纪中上)		####	(人和 c 左	4 日 # / / /	上)	
改正後(令和7年4月施行時点)		以止則	(令和6年4	4月施行時	<u>尽)</u>	
情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動に応じて						
必要な変更を行うものとする。	(
4 特定建築主は、規則で定めるところにより、次に掲げる事	(新設)_					
項を記載した計画書(以下「特定建築物太陽光発電設備等設						
置計画書」という。)を作成し、市長に提出しなければなら						
<u>ない。</u>						
(1)氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事業所						
の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名						
(2) 特定建築物の名称及び所在地						
(3)特定建築物の概要						
(4) 特定建築物又はその敷地に設置する太陽光発電設備等の						
<u>種類</u>						
(5)特定建築物又はその敷地に設置する太陽光発電設備等に						
より利用することが可能な再生可能エネルギーの量						
(6) 第2項の措置を講じる場合にあっては、当該措置に関し						
規則で定める事項						
(7) その他規則で定める事項						
5 前項の規定により特定建築物太陽光発電設備等設置計画	(新設)_					
書を提出した特定建築主(以下「計画書提出特定建築主」と						
いう。)は、当該特定建築物の新築等に係る工事が完了する						
までの間、同項第1号、第2号又は第7号に掲げる事項につ						
いて変更(規則で定める軽微な変更を除く。)をしたときは、						
規則で定めるところにより、速やかにその旨を市長に届け出						
<u>なければならない。</u>						
6 計画書提出特定建築主は、当該特定建築物の新築等に係る	(新設)					
工事が完了するまでの間、第4項第3号から第6号までに掲						
げる事項について変更(規則で定める軽微な変更を除く。)						
をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨						
を市長に届け出なければならない。						
7 計画書提出特定建築主は、当該特定建築物の新築等に係る	(新設)					
工事が完了したとき、又は中止したときは、速やかにその旨						
を市長に届け出なければならない。						
8 市長は、第4項の規定による提出又は前3項の規定による						
届出があったときは、インターネットの利用その他適切な方						
法により、速やかに、当該提出又は届出に係る計画書提出特						
定建築主の氏名又は名称その他の規則で定める事項を公表す						
<u>るものとする。</u>						
(中小規模特定建築物への太陽光発電設備の設置)	(新設)_					
第26条 特定建築事業者 (建築事業者 (建築物を新たに建設す	(新設)_					
る工事を業として請け負う者又は建築物を新築し、これを分						
譲し、若しくは賃貸することを業として行う者をいう。以下						
同じ。) であって、1年間に市内において新たに建設し、又						
は新築する中小規模特定建築物(床面積の合計が2,000						

改正前(令和6年4月施行時点)

平方メートル未満の建築物をいい、建築事業者が自ら当該工 事を行うものに限る。以下同じ。) の床面積の合計が規則で 定める値以上であるものをいう。以下同じ。) は、当該中小 規模特定建築物又はその敷地に、出力の合計が規則で定める 量以上の太陽光発電設備を設置しなければならない。

- 2 特定建築事業者は、太陽光発電設備の設置に代えて、脱炭 素エネルギー源の利用を促進するための措置として規則で定 める措置を講ずることができる。この場合において、当該特 定建築事業者は、当該中小規模特定建築物又はその敷地に 規則で定める出力の量の太陽光発電設備を設置したものとみ なし、前項及び第4項の規定を適用する。
- 3 第1項に規定する出力の量並びに前項に規定する規則で 定める措置及び出力の量は、市長が科学的知見、技術水準を の他の事情を勘案して定めるものとし、これらの事情の変動 に応じて必要な変更を行うものとする。
- 特定建築事業者は、市内において新たに建設し、又は新築 しようとした中小規模特定建築物及びその敷地(以下「中小 規模特定建築物等」という。) について、規則で定めるところ により、次に掲げる事項を記載した報告書(以下「中小規模 特定建築物太陽光発電設備設置報告書」という。)を作成し 市長に提出しなければならない。
- (1) 氏名又は名称及び住所又は主たる事務所若しくは事業所 の所在地並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 市内において新たに建設し、又は新築しようとした中小 規模特定建築物の床面積の合計
- (3) 第1項に規定する出力の量に対する中小規模特定建築物 等に設置する太陽光発電設備の出力の量の状況
- (4) 第2項の措置を講じる場合にあっては、当該措置に関し 規則で定める事項
- (5) その他規則で定める事項
- 5 建築事業者(特定建築事業者を除く。)は、規則で定める ところにより、中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告 書を作成し、市長に提出することができる。
- 6 第4項の規定は、前項の規定により中小規模特定建築物太 陽光発電設備設置報告書を提出する場合について、準用する
- 市長は、中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告書が 提出されたときは、インターネットの利用その他適切な方法 により、速やかに、当該提出に係る特定建築事業者の氏名又 は名称その他の規則で定める事項を公表するものとする。

(建築士による太陽光発電設備に係る説明)

た建築主に対し、当該設計に係る建築物及びその敷地に設置 た建築主に対し、当該設計に係る建築物及びその敷地(建築

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(建築士による太陽光発電設備に係る説明)

<u>第27条</u> 建築士は、規則で定める建築物の新築等に係る設計を<mark>第25条</mark> 建築士は、規則で定める建築物の新築等に係る設計を 行うときは、規則で定める場合を除き、当該設計の委託をし 行うときは、規則で定める場合を除き、当該設計の委託をし

することができる太陽光発電設備について、規則で定める事 項を記載した書面を交付して説明しなければならない。

- 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっ ては認識することができない方式で作られた記録をいう。以 下同じ。)を提供することができる。この場合において、当 なす。
- 3 第1項の規定による説明をした建築士は、同項の規定による第1項の規定による説明をした建築士は、同項の規定による。 り交付した書面の写し又は前項の規定により提供した電磁 的記録を規則で定める期間、保存しなければならない。

(特定建築主等に対する支援)

<mark>第28条</mark> 市長は、建築物又はその敷地への太陽光発電設備の設<mark>第26条</mark> 市長は、建築物又はその敷地への太陽光発電設備の設 置を促進するため、特定建築主、特定建築事業者、中小規模 特定建築物太陽光発電設備設置報告書を提出しようとする 建築事業者(特定建築事業者を除く。)及び前条第1項の設 計を行う建築士に対し、情報の提供、指導、助言その他の必 要な支援(特定建築主に対するものにあっては、太陽光発電 設備等(太陽光発電設備を除く。)の設置を促進するための ものを含む。)を行うよう努めなければならない。

(事業者及び市民に対する支援)

を促進するため、事業者及び市民に対し、情報の提供、助言 その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。 (適用除外)

<u>第30条</u> この節(第24条及び次条を除く。)の規定は、規則で<mark>第28条</mark> この節(第24条及び次条を除く。)の規定は、規則で 定める建築物については、適用しない。

(エネルギー供給事業の情報の提供)

第<mark>31条 市長は、市域における温室効果ガスの排出の量を明ら</mark>第29条 市長は、市域における温室効果ガスの排出の量を明ら かにするため、規則で定めるエネルギーの供給を行う者に対 して、市域における事業に関する情報の提供を求めることが できる。

第5節 日常生活等における地球温暖化対策等 (温室効果ガスの排出の量のより少ない製品の利用等)

て使用する製品について、温室効果ガスの排出の量のより少 ない利用に努めるとともに、当該製品を購入する場合は、温 室効果ガスの排出の量のより少ない製品を選択するよう努

改正前(令和6年4月施行時点)

基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第1号に規定 <u>する敷地をいう。以下同じ。)</u>に設置することができる太陽 光発電設備(太陽光を電気に変換する設備をいう。以下同 じ。) について、規則で定める事項を記載した書面を交付し て説明しなければならない。

- 2 建築士は、前項の建築主の承諾を得て、同項の規定による2 建築士は、前項の建築主の承諾を得て、同項の規定による 書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を記録した 書面の交付に代えて、当該書面に記載すべき事項を記録した 電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっ ては認識することができない方式で作られた記録をいう。以 下同じ。)を提供することができる。この場合において、当 該建築士は、同項の規定による書面の交付を行ったものとみ 該建築士は、同項の規定による書面の交付を行ったものとみ なす。
 - り交付した書面の写し又は前項の規定により提供した電磁 的記録を規則で定める期間、保存しなければならない。

(建築士に対する支援)

置を促進するため、前条第1項の設計を行う建築士に対し、 情報の提供、指導、助言その他の必要な支援を行うよう努め なければならない。

(事業者及び市民に対する支援)

<mark>第29条</mark> 市は、建築物又はその敷地への太陽光発電設備の設置<mark>第27条</mark> 市は、建築物又はその敷地への太陽光発電設備の設置 を促進するため、事業者及び市民に対し、情報の提供、助言 その他の必要な支援を行うよう努めなければならない。 (適用除外)

定める建築物については、適用しない。

(エネルギー供給事業の情報の提供)

かにするため、規則で定めるエネルギーの供給を行う者に対 して、市域における事業に関する情報の提供を求めることが できる。

第5節 日常生活等における地球温暖化対策等 (温室効果ガスの排出の量のより少ない製品の利用等)

第<mark>32条 事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活におい</mark>第30条 事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活におい て使用する製品について、温室効果ガスの排出の量のより少 ない利用に努めるとともに、当該製品を購入する場合は、温 室効果ガスの排出の量のより少ない製品を選択するよう努 めるものとする。この場合において、市は、必要な措置を講 めるものとする。この場合において、市は、必要な措置を講

ずるよう努めなければならない。

(廃棄物の発生の抑制等)

図るため、廃棄物の発生の抑制、再使用、再生利用等に努め るとともに、市は、必要な措置を講ずるよう努めなければな らない。

(交通に係る地球温暖化対策)

- 温室効果ガスがないか又はその量が相当程度少ない自動車 の利用、自動車の適正な運転及び整備その他の交通に係る温 室効果ガスの排出の量の削減のための取組に努めるものと する。
- 温室効果ガスがないか又はその量が相当程度少ない自動車 の利用促進その他の交通に係る温室効果ガスの排出の量の 削減のための措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境教育及び環境学習)

第35条 市は、地球温暖化対策等のための環境教育及び環境学<mark>第33条</mark> 市は、地球温暖化対策等のための環境教育及び環境学 習の推進並びにそれらの支援を行うよう努めなければなら ない。

(緑の保全及び緑化の推進)

第<mark>36</mark>条 市、事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の量の削<mark>第34</mark>条 市、事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の量の削 減等及び気候変動適応を図るため、緑の保全及び緑化の推進 に努めるとともに、市は、必要な措置を講ずるよう努めなけ ればならない。

第6節 環境技術による国際貢献の推進等 (地球温暖化対策に資する製品及び技術)

- 開発等」という。)を行う事業者は、地球全体での温室効果 ガスの排出の量の削減のため、温室効果ガスの排出の量のよ り少ない製品の開発等及び温室効果ガスの排出の量の削減 等に寄与する製品の開発等を行うよう努めるものとする。
- 2 市は、事業者の行う温室効果ガスの排出の量のより少ない 2 市は、事業者の行う温室効果ガスの排出の量のより少ない 製品の開発等及び温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与 する製品の開発等を支援するよう努めなければならない。 (環境技術による国際貢献の推進)
- 第<mark>38</mark>条 優れた環境技術を有する事業者は、その事業活動を通<mark>第36条 優れた環境技術を有する事業者は、その事業活動を通</mark> じて、地球温暖化対策等に係る国際貢献を推進するよう努め るものとする。
- 2 市は、優れた環境技術を有する事業者と連携して、地球温2 市は、優れた環境技術を有する事業者と連携して、地球温 暖化対策等に係る国際貢献を推進するよう努めなければな らない。

第3章 地球温暖化対策等の推進のための体制整備

改正前(令和6年4月施行時点)

ずるよう努めなければならない。

(廃棄物の発生の抑制等)

第<mark>33条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の量の削減を</mark>第31条 事業者及び市民は、温室効果ガスの排出の量の削減を 図るため、廃棄物の発生の抑制、再使用、再生利用等に努め るとともに、市は、必要な措置を講ずるよう努めなければな らない

(交通に係る地球温暖化対策)

- 第<mark>34</mark>条 事業者及び市民は、公共交通機関の利用、排出される<mark>第32</mark>条 事業者及び市民は、公共交通機関の利用、排出される 温室効果ガスがないか又はその量が相当程度少ない自動車 の利用、自動車の適正な運転及び整備その他の交通に係る温 室効果ガスの排出の量の削減のための取組に努めるものと する。
- 2 市は、公共交通機関の充実及びその利用促進、排出される2 市は、公共交通機関の充実及びその利用促進、排出される 温室効果ガスがないか又はその量が相当程度少ない自動車 の利用促進その他の交通に係る温室効果ガスの排出の量の 削減のための措置を講ずるよう努めなければならない。

(環境教育及び環境学習)

習の推進並びにそれらの支援を行うよう努めなければなら ない。

(緑の保全及び緑化の推進)

減等及び気候変動適応を図るため、緑の保全及び緑化の推進 に努めるとともに、市は、必要な措置を講ずるよう努めなけ ればならない。

第6節 環境技術による国際貢献の推進等 (地球温暖化対策に資する製品及び技術)

- 第37条 製品の開発及び生産並びに技術の開発(以下「製品の<mark>第35条</mark> 製品の開発及び生産並びに技術の開発(以下「製品の 開発等」という。)を行う事業者は、地球全体での温室効果 ガスの排出の量の削減のため、温室効果ガスの排出の量のよ り少ない製品の開発等及び温室効果ガスの排出の量の削減 等に寄与する製品の開発等を行うよう努めるものとする。
 - 製品の開発等及び温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与 する製品の開発等を支援するよう努めなければならない。

(環境技術による国際貢献の推進)

- じて、地球温暖化対策等に係る国際貢献を推進するよう努め るものとする。
- 暖化対策等に係る国際貢献を推進するよう努めなければな らない。

第3章 地球温暖化対策等の推進のための体制整備

(地球温暖化防止活動推進員)

- 基づき市長が委嘱する者をいう。以下「推進員」という。) は、同条第2項に定めるもののほか、気候変動適応に関する 知識の普及等気候変動適応の重要性に対する事業者及び市 民の理解を深めるための活動を行う。
- きるよう、必要に応じて支援するものとする。
- 排出の量の削減等及び気候変動適応のための取組の推進に 努めなければならない。

(地域地球温暖化防止活動推進センター)

- 項の規定に基づき市長が指定する者をいう。以下「推進セン ター」という。)は、同条第2項に定めるもののほか、気候 変動適応に関する普及啓発を行うこと等により気候変動適 応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るための 事業を行う。
- 2 市は、推進センターが、事業者及び市民の積極的な取組を 2 市は、推進センターが、事業者及び市民の積極的な取組を 促進する役割を果たすことができるよう、必要に応じて支援 するものとする。

第4章 雑則

(報告等及び立入調査)

- 条例に基づく措置の実施の状況その他必要な事項について、 報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、計画書提 出事業者、計画書提出開発事業者、計画書提出特定建築主、 第26条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。 の規定により中小規模特定建築物太陽光発電設備設置報告 書を提出した者及び第27条第1項の設計を行う建築士が設 置し、若しくは管理している事業所、事務所その他の場所に 立ち入り、調査させることができる。
- 書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しな ければならない。

(勧告)

- 第<mark>42</mark>条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期<mark>第40条</mark> 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対し、期 限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができ
 - (1) 第10条第1項、第11条第1項、第19条第1項、第25 条第4項又は第26条第4項の規定による提出をせず、又は 虚偽の提出をした者

改正前(令和6年4月施行時点)

(地球温暖化防止活動推進員)

- 第<mark>39</mark>条 地球温暖化防止活動推進員(法第37条第1項の規定に<mark>第37</mark>条 地球温暖化防止活動推進員(法第37条第1項の規定に 基づき市長が委嘱する者をいう。以下「推進員」という。) は、同条第2項に定めるもののほか、気候変動適応に関する 知識の普及等気候変動適応の重要性に対する事業者及び市 民の理解を深めるための活動を行う。
- 2 市は、推進員が、地域における地球温暖化対策等を推進で12 市は、推進員が、地域における地球温暖化対策等を推進で きるよう、必要に応じて支援するものとする。
- 3 市は、推進員と連携し、日常生活における温室効果ガスの3 市は、推進員と連携し、日常生活における温室効果ガスの 排出の量の削減等及び気候変動適応のための取組の推進に 努めなければならない。

(地域地球温暖化防止活動推進センター)

- 第<mark>40</mark>条 地域地球温暖化防止活動推進センター(法第38条第1<mark>第38</mark>条 地域地球温暖化防止活動推進センター(法第38条第1 項の規定に基づき市長が指定する者をいう。以下「推進セン ター」という。)は、同条第2項に定めるもののほか、気候 変動適応に関する普及啓発を行うこと等により気候変動適 応及び気候変動適応に資する事業活動の促進を図るための 事業を行う。
 - 促進する役割を果たすことができるよう、必要に応じて支援 するものとする。

第4章 雑則

(報告等及び立入調査)

第<mark>41</mark>条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、この<mark>第39条</mark> 市長は、この条例の施行に必要な限度において、この 条例に基づく措置の実施の状況その他必要な事項について、 報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、計画書提 出事業者、計画書提出開発事業者及び第25条第1項の設計を 行う建築士が設置し、若しくは管理している事業所、事務所 その他の場所に立ち入り、調査させることができる。

2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明 2 前項の規定による調査をする職員は、その身分を示す証明 書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しな ければならない。

(勧告)

- 限を定めて、必要な措置を講ずるよう勧告することができ
 - (1) 第10条第1項、第11条第1項又は第19条第1項の規定 による提出をせず、又は虚偽の提出をした者
- (2) 第10条第2項(同条第4項において読み替えて準用す (2) 第10条第2項(同条第4項において読み替えて準用す

る場合を含む。)、第19条第4項、第20条又は第25条第5 <u>項から第7項まで</u>の規定による届出をせず、又は虚偽の届 出をした者

- (3) 中小規模事業者用脱炭素化取組計画書、第19条第2項 (3) 中小規模事業者用脱炭素化取組計画書又は第19条第 の規定に係る開発事業地球温暖化対策等計画書(同条第5 項の規定により同条第2項の規定により提出した開発事 業地球温暖化対策等計画書とみなされたものを含む。) 又 は第26条第5項の規定に係る中小規模特定建築物太陽光 発電設備設置報告書について虚偽の提出をした者
- (4) 第25条第4項の規定による特定建築物太陽光発電設 備等設置計画書の提出があった場合において、その特定建 築物太陽光発電設備等設置計画書に記載された特定建築 物又はその敷地に設置する太陽光発電設備等が同条第1 項の基準に適合しないと認めるときにおける、その提出を した者
- (5) 第26条第4項(同条第6項において準用する場合を 含む。)の規定による中小規模特定建築物太陽光発電設備 設置報告書の提出があった場合において、その中小規模特 定建築物太陽光発電設備設置報告書に記載された中小規 模特定建築物等に設置する太陽光発電設備の出力の量が 同条第1項に規定する出力の量に達しないと認めるとき における、その提出をした者
- 報告をした者又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若 しくは忌避した者(同項に規定する建築士を除く。) (事実の公表)
- 告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告を受けた者の 氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。
- らかじめ、前条の規定による勧告を受けた者に対し、意見を 述べる機会を与えるものとする。

(表彰)

められる事業者及び市民を表彰することができる。

(委任)

第45条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し<mark>第43条</mark> この条例に定めるもののほか、この条例の実施に関し 必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。 (経過措置)

改正前(令和6年4月施行時点)

る場合を含む。)、第19条第4項又は第20条の規定による 届出をせず、又は虚偽の届出をした者

2項の規定に係る開発事業地球温暖化対策等計画書(同条 第5項の規定により同条第2項の規定により提出した開 発事業地球温暖化対策等計画書とみなされたものを含 む。) について虚偽の提出をした者

(新設)

(新設)

- (6) 前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の (4) 前条第1項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の 報告をした者又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若 しくは忌避した者(同項に規定する建築士を除く。) (事実の公表)
- 第<mark>43</mark>条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧<mark>第41条</mark> 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、当該勧 告に従わなかったときは、その旨及び当該勧告を受けた者の 氏名その他の規則で定める事項を公表することができる。
- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あ2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あ らかじめ、前条の規定による勧告を受けた者に対し、意見を 述べる機会を与えるものとする。

(表彰)

第<mark>44</mark>条 市長は、地球温暖化対策等の推進に寄与していると認<mark>第42条</mark> 市長は、地球温暖化対策等の推進に寄与していると認 められる事業者及び市民を表彰することができる。

(委任)

必要な事項は、規則で定める。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

この条例の施行の日前に川崎市環境影響評価に関する条2 この条例の施行の日前に川崎市環境影響評価に関する条

例(平成11年川崎市条例第48号)第19条の規定による公告を 行った開発事業及び工事に着手した開発事業については、第 17条の規定は、適用しない。

附 則(平成28年10月19日条例第63号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月24日条例第5号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和 年 月 日条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

ただし、第31条の改正規定(同条を第33条とする部分を除 ただし、第31条の改正規定(同条を第33条とする部分を除 については令和5年4月1日から施行する。

附 則(令和 年 月 日条例第 号) (施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 開始した改正前の条例第10条第1項に規定する事業活動地始した改正前の条例第10条第1項に規定する事業活動地球 |球温暖化対策計画書を提出した事業者に係る改正後の条例第|温暖化対策計画書を提出した事業者に係る改正後の条例第 1 10条から第15条までの規定の適用については、当該計画書0条から第15条までの規定の適用については、当該計画書に に係る計画の期間が終了する日若しくは事業を廃止した日又係る計画の期間が終了する日若しくは事業を廃止した日又は は改正前の条例第10条第3項の規定により当該計画書を提改正前の条例第10条第3項の規定により当該計画書を提出 出した中小規模事業者が同条1項の特定事業者に該当するこした中小規模事業者が同条1項の特定事業者に該当すること ととなった日の属する年度までの間、なお従前の例による。
- 3 附則第1項に掲げる規定の改正後の条例第25条の規定3 附則第1項に掲げる規定の改正後の条例第25条の規定 は、附則第1項に掲げる規定の施行の日以後に建築士が委託をは、附則第1項に掲げる規定の施行の日以後に建築士が委託を 受けた設計について適用する。

附 則(令和 年 月 日条例第 号) (施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 附則第1項に掲げる改正後の条例第25条及び第26条 の規定は、前項に掲げる規定の施行の日前に建築基準法(昭和 25年法律第201号) 第6条第1項若しくは第6条の2第1 項に規定する確認の申請又は同法第18条第2項に規定する 計画の通知が行われた建築物については、適用しない。

改正前(令和6年4月施行時点)

例(平成11年川崎市条例第48号)第19条の規定による公告を 行った開発事業及び工事に着手した開発事業については、第 17条の規定は、適用しない。

附 則(平成28年10月19日条例第63号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月24日条例第5号)

この条例は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和 年 月 日条例第 号)

この条例は、公布の日から施行する。

く。) 及び第32条の改正規定 (同条を第34条とする部分を除く。) く。) 及び第32条の改正規定 (同条を第34条とする部分を除く。) については令和5年4月1日から施行する。

> 附 則 (令和 年 月 日条例第 号) (施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (経過措置)

2 附則第1項に掲げる規定の施行の日前に計画の期間を2 附則第1項に掲げる規定の施行の日前に計画の期間を開 となった日の属する年度までの間、なお従前の例による。

受けた設計について適用する。

(新設)

<u>(新</u>設)